

繰越しが承認された補助事業に係る手続等について

1 今後のスケジュール

日 付	手続・提出書類等
令和8年 4月8日（水）	辞退連絡の期限
5月7日（木）	「繰越しの承認に伴う支払請求書」（様式A-4-2）提出期限
5月26日（火）	「実績報告書」等提出、データ送信期限（様式は下記3のとおり）
6月下旬	送金（予定）

2 支払請求書の作成及び提出

支払請求書の作成に当たっては、別紙1「令和7(2025)年度科学研究費補助金繰越承認研究課題一覧」に基づき、本通知とともに送付した機関別の「繰越しの承認に伴う支払請求書」（様式A-4-2）に必要事項を記入の上、令和8(2026)年5月7日（木）までに作成した様式（Excel ファイル）を zip 形式の圧縮ファイルにいただいたうえで、科研費電子申請システムにアップロードして提出してください（参考1参照）。

なお、「研究成果公開促進費（学術図書）」については支払請求の必要はありません。

また、以下の場合には繰越し承認申請を行った研究機関の事務担当者は必要な手続を行ってください。

（1）支払請求を辞退する場合

支払請求を辞退する場合は、令和8(2026)年4月8日（水）までに<本件担当>にメールで連絡してください。別途、請求辞退の様式を送付します。

（2）所属する研究機関を変更する場合

繰越しが承認された補助事業の研究代表者が、繰越し承認後に、他の研究機関に異動する場合は、異動後の研究機関から支払請求を行う必要があります。したがって、異動前の研究機関の事務担当者は、異動後の研究機関の事務担当者に繰越しが承認された旨及び支払請求手続の必要がある旨を連絡するとともに、研究機関宛て通知の写し及び当該研究代表者宛て通知を異動後の研究機関に送付してください。（異動後の研究機関において、繰越し承認申請を行った課題が無く、機関別の「繰越しの承認に伴う支払請求書」（様式A-4-2）の送付を受けていない場合は、<本件担当>にメールで連絡してください。別途、様式を送付します。）

なお、下記3の「翌年度における補助金の使用を行う場合の実績報告書」は、異動前の研究機関から提出してください。

また、異動後の研究機関から研究代表者所属研究機関変更届（様式C-10-1、等）【令和7(2025)年度版】を提出する必要があることを併せて連絡してください。

（3）研究代表者を交替する場合（学術変革領域研究の計画研究）

繰越し承認後に、繰越しの承認のあった補助事業の研究代表者を交替する場合は、<本件担当>にメールで連絡してください。別途、具体的な手続を御案内します。

3 翌年度における補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出

繰越しが承認された補助事業については、「翌年度における補助金の使用を行う場合の実績報告書（以下「実績報告書（繰越時）」という。）」を作成する必要がありますので、令和8(2026)年5月26日（火）までに本件担当宛てに研究機関を通じて提出してく

ださい。科研費電子申請システムの対応・非対応により作成方法が異なりますので、下記の（１）、（２）に従って手続を行ってください。

（１）提出書類の様式について

研究種目名		様式	作成者
科研費 電子申請 システム 対応課題	・特別推進研究 ・学術変革領域研究 ・基盤研究	○様式C－17－1（実績報告書（収支決算報告書（２）））	研究代表者
	奨励研究	○様式C－32－2（実績報告書（収支決算報告書（２）））	研究代表者
科研費 電子申請 システム 非対応課題	研究成果公開促進費（学術図書）	○様式C－60－7（実績報告書（２））	代表者
	研究成果公開促進費（データベース）	○様式C－60－8（実績報告書（２）） ○作成したデータベースから出力した任意の10レコード	代表者

注 繰越しの承認のあった補助事業の完了後には、別途、「令和7(2025)年度中に使用した分」と「令和8(2026)年度に繰り越して使用した分」を合わせた実績報告書（様式C－6等）を作成し、令和9(2027)年5月31日（月）までに提出する必要があります。

（２）提出書類の作成・提出方法について

○科研費電子申請システム対応課題について

①科研費電子申請システムによる実績報告書（繰越時）の作成

研究代表者は、実績報告書（繰越時）の作成に当たっては、日本学術振興会ウェブサイトに掲載されている様式の記入例及び作成上の注意を参照し、科研費電子申請システムへアクセスしてください。また、科研費電子申請システムの操作に当たっては、以下の操作手引を参照してください。

基盤研究等：交付内定時・交付決定後用

<https://www.shinsei.jsps.go.jp/kaken/topkakenhi/download-ka.html>

奨励研究：奨励研究研究者向け

<https://www.shinsei.jsps.go.jp/kaken/shourei/index.html>

②実績報告書（繰越時）の所属研究機関への提出

研究代表者は、科研費電子申請システムへの入力完了後、「課題管理」画面でPDF化した実績報告書（繰越時）をダウンロードして、内容を確認の上、問題がなければ、科研費電子申請システム上において所属研究機関にデータの送信を行ってください。

③実績報告書（繰越時）の取りまとめ及び日本学術振興会への提出

研究機関は、科研費電子申請システムにより研究代表者が作成した実績報告書（繰越時）のデータを、日本学術振興会へ送信してください。

○科研費電子申請システム非対応課題について

①実績報告書（繰越時）の作成

研究代表者は、実績報告書（繰越時）の様式及び作成上の注意等については、日本学術振興会ウェブサイトよりダウンロードしてください。

（<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）

また、実績報告書（繰越時）の作成年月日は、令和8(2026)年3月31日以降提

出日までの日付としてください。

②実績報告書（繰越時）の提出

研究代表者は、実績報告書（繰越時）の内容を確認の上、問題がなければ作成した様式（研究成果公開促進費（データベース）の場合は作成したデータベースから出力した任意の10レコードを添えて）を科研費電子申請システムにてアップロードして所属研究機関の科研費担当部署を通じて提出してください（参考2参照）。

4 各種変更手続

令和8（2026）年度に繰り越した補助金も令和7（2025）年度科学研究費補助金であるため、補助事業者の変更等の各種変更手続については令和7（2025）年度の様式により手続を行う必要があります。

なお、直接経費の使用内訳の変更については、「令和7（2025）年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）交付申請書（変更交付申請を行っている場合には当該変更に係る変更交付申請書）」の「直接経費の費目別内訳」を基準とし、令和7（2025）年度中に使用した分と令和8（2026）年度に繰り越して使用する分（予定）との費目毎の合計金額について、直接経費の総額の50%（直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合は300万円）を超えて変更しようとする場合に承認申請の手続が必要となります。

5 その他留意事項

同じ研究課題であっても、繰越しが承認された「令和7（2025）年度の補助事業」と「令和8（2026）年度の補助事業」とは、研究計画の内容と使途が異なる別の補助事業です。

そのため、「令和8（2026）年度に繰り越した令和7（2025）年度科学研究費補助金」と「令和8（2026）年度科学研究費補助金」（学術変革領域研究（B）及び基盤研究（S）においては「令和8（2026）年度学術研究助成基金助成金」）を合算して使用することはできません。

ただし、合算使用制限の例外として認められる場合はこの限りではありません。（科研費FAQ【41051】を参照してください。）

6 FAQ

○実績報告書（繰越時）の記載方法について

【質問1】様式にある「補助事業完了時期」（研究成果公開促進費（学術図書）の実績報告書（繰越時）を除く）について、研究計画を再検討した結果、繰越し申請時に提出した様式C-26「繰越（翌債）を必要とする理由書」で記載した「補助事業の完了時期」と異なる時期となってしまうが、差し支えないか。

【答】差し支えありません。

○研究代表者が所属する研究機関を変更する場合

【質問2】令和8（2026）年度も継続する課題で研究代表者が令和8（2026）年4月1日から所属する研究機関を変更する場合、異動後の研究機関から令和8（2026）年度分の交付申請書を提出すれば、研究代表者所属研究機関変更届（様式C-10-1等）の提出は不要ではないのか。

【答】令和8（2026）年度の補助事業としては御認識のとおりですが、令和7（2025）年度から令和8（2026）年度に繰り越した課題はあくまで令和7（2025）年度の補助事業となりますので、令和7（2025）年度補助事業として研究代表者所属研究機関変更届（様式C-10-1等）を提出していただく必要があります。

【質問3】研究代表者が令和8（2026）年4月1日から所属する研究機関を変更する場合に提出する研究代表者所属研究機関変更届（様式C-10-1）の「本補助事業に関する確認事項」はどのように記入すればよいか。

【答】以下を参考に御記入ください。

C-10-1	記入方法
(1) 事実発生日における補助金の支出状況	「2」 (未使用額あり)
(2) 当該補助事業にかかる令和7(2025)年度実績報告書の提出先	「2」 (変更後の機関)
(3) 研究課題の予定	令和7(2025)年度が研究期間の最終年度の場合「1」、そうでない場合「2」
(4) 間接経費交付決定額変更申請書(様式C-16)の提出有無	「3」 (提出無) ただし間接経費の繰越しがあり、間接経費を受け入れられない研究機関に異動した場合は「1」 (提出有 (間接経費の返還))
(5) 後期分の補助金を未受領の場合の受領委任先	「3」 (該当無)

【質問4】研究代表者が令和8(2026)年4月1日から所属する研究機関を変更する場合、実績報告書(繰越時)は異動前と異動後のどちらの研究機関から提出すればよいか。

【答】実績報告書(繰越時)は異動前の研究機関から提出してください。

○未使用の科研費がある場合の返還について

【質問5】令和7(2025)年度の補助金において、繰越承認額以外に未使用額が発生した場合、どのように返還すればよいか。

【答】令和7(2025)年度に発生した未使用額について、令和8(2026)年度に繰り越した補助事業の完了後、額の確定を通知する際に返還を命じますので、それまでの間、研究機関において適切に保管してください。なお、研究代表者が令和8(2026)年4月1日以降に所属する研究機関を変更する場合、実績報告書(様式C-6等)の提出先である変更後の機関から返還する必要がありますので、研究機関間での連絡調整を十分に行ってください。

<本件担当>

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会

研究助成部研究助成第一課研究助成第二係

電 話 : 03-3263-0164

E-mail :

支払・実績報告(基盤研究等) kurikoshix@jsps.go.jp

実績報告(奨励研究) shourei@jsps.go.jp

実績報告(研究成果公開促進費) seikakoukai@jsps.go.jp